



平成 27 年 9 月 4 日

各 位

会 社 名 株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ
代表者名 代表取締役社長 リム・キム・リン
(コード：9704 東証第1部)
問合せ先 取締役CFO 佐藤 暢樹
(TEL. 03-3436-1860)

東京証券取引所による「公表措置」の実施および「改善報告書」の提出請求について

当社は、株式会社東京証券取引所より、本日、有価証券上場規程第 508 条第 1 項第 1 号に基づき「公表措置」が実施され、同規程第 502 条第 1 項第 1 号に基づき「改善報告書」を提出するよう求められましたので、お知らせいたします。

当社は、株式会社東京証券取引所からの当該措置に対して、誠実に対応し、改善報告書を期限までに提出していく所存です。

記

当社は、2015 年 3 月 20 日、当社における不適切な会計処理に関する社内調査委員会の調査結果を開示し、同年 4 月 30 日、過年度の決算短信等の訂正を開示しました。

これらにより、当社が 2007 年に子会社化したマレーシアで霊園事業の経営権を有する会社の株式取得に関して、取得前の実質的な保有者は当社親会社の代表を兼務する当社取締役であり、関連当事者との取引に該当するものであったこと、取得時の価値評価が適切に行われず過大であったこと、子会社化に係る資本連結手続の結果として生じる差額をたな卸資産として会計処理していたが、本来はのれんとして計上すべきであったこと等が明らかとなりました。その結果、平成 19 年 12 月期から平成 26 年 12 月期第 3 四半期までの決算短信等について、当社が虚偽と認められる開示をしていたことが判明しました。

当社では 2007 年当時、海外事業に係る運営や会計処理全般について当社親会社から派遣された取締役らが直接に担当する体制となっていたため、当該霊園事業の経営権を有する会社の実質的な保有者について当社内での情報共有が行われなかったことが認められました。また、当該霊園事業を営む会社の株式価値評価及びそれに基づく取得価額の妥当性を十分に検討することなくその株式取得を決定していたこと、取得に当たり十分に検討することなく誤った会計処理を採用していたこと、その後の当該霊園事業について多額の損失処理を計上する事態となったにもかかわらず、取引の実態や誤った会計処理が長年検証されずに見過ごされていたことが認められました。

その後のグループ再編等を経て、当社は、海外での事業展開に精通した取締役を複数名選任しているほか、経理担当の従業員も増員しているなど、その組織体制は一定程度変更されているものの、十分な改善がなされているとは認められませんでした。

本件は開示された情報の内容に虚偽があることにより上場規則に違反しており、かつ、投資者の投資判断に相当な影響を与えるものであり、公表を要するものと認められることから、公表措置が行われることとなりました。

また、本件は、当社の適時開示を適切に行うための体制の不備に起因する不適切な開示であり、当社の適時開示体制については未だ改善の必要性が高いと認められることから、その経緯及び改善措置を記載した報告書の提出を求められることとなりました。

以 上